

## 一一ノ二九、稻荷社建設の一件

出典 笠置寺所蔵の原本

解説

一、神仏混淆の寺、笠置寺にあつて稲荷神社は毘沙門堂正面にある小高い丘の上に鎮座している。丘の下にある笠置寺奉賛会の説明板によれば、大正時代に豊川稲荷を勧請したとあり、高台に上がる石段下の石製の大きな鳥居にも大正十二年建立の日付がある。しかし文献からみればその鎮座は経緯不明なるものの江戸時代に遡りうると考えられる。

二、延宝三年（一六七五年）藤堂藩作成の絵図面（別添）には現在の稲荷神社の高台に「新宮」の文字（建物は描かれていない）、そして般若台からさらに南に進んだ柳生との分水嶺とも言える峠状の場所、通称「コケコの森」付近に稲荷大明神の大きな表示がある。ただしここにも宮の様子は描かれていない。稲荷神社はコケコの森から現在の場所に移転して新宮と称されていたのかもしれない。しかしこの稲荷神社の社殿は別添資料によれば江戸末期には存在せず、跡地は田畑になっていた（譲渡証書下書き）ようである。

三、時代は下つて文政十年（一八二七年）、藩主登山に当たつての説明書きに般若台の古跡よりおよそ二町ばかり南に「稲荷山の神の表、道の状なし」と記載され、ここに稲荷社があつたことを推測させる。現在の稲荷社についての記載はない。延宝より一五〇年の歳月は稲荷社を笠置山から消し去つていった。

四、嘉永の初めに稲荷神社再建の動きが出た。その動機は不明である。天保五年（一八三四年）二月から寺所有の田畑等が村方へ財政上の理由で譲渡（寄託文書一九五）されていた一環で稲荷の高台は笠置山登山道添いの寺村の住民が田畑として所有管理していた。そのためこれを嘉永元年（一八四八年）七月、寺が二貫文で買い戻し稲荷神社の敷地とすることとなつた。当然事前に藩の了解も得ていた（譲渡証書下書き）。買い戻し資金の主要部分は笠置寺無住中の積立金元利合計老貫九百二十一匁で充当した。

嘉永四年（一八五一年）城州紀伊郡伏見稲荷大明神（現在の伏見大社）を勧請することとなり、白銀一枚を納めて（寄託文書五四四号）安鎮証文を受領した。

稲荷神社勧請は嘉永七年（安政元年、一八五四年）八月十二日である（笠置寺保存の棟札）。安鎮証文を受領してから三年の経過後に正式に勧請されることとなるが、その間の事情は不明である。この頃は笠置寺が最も財政的に困難な時期であつたことが影響していたのかもしれない。また逆に勧請の二ヶ月前には当地に安政の大地震が発生して笠置寺は壊滅的な被害を蒙つたが、それにもかかわらず地震直後に勧請が実行された経緯も不明である。

この時の住持は文殊院法全、福寿院南海、多聞院義祥である。久しぶりに三住持がそろつているが、多聞院は安政元年二月に住持真剛が病氣引退し、四月に義祥の就任願い出していたばかりであつた。

五、明治元年（一八六八年）の神仏分離令によつて、明治三年に各地の神社の調査が行われ

た。しかし笠置寺からは椿本神社だけが記載されているが記載されていない。すべての宮社があげられている訳ではなさそうであるが理由は不明である。

六、明治三十四年発行の笠置山記（小林慶尊著）には稲荷堂として茶枳尼天稲荷を祀ると記されている。

七、稲荷神社の高台への登り口に大きな石の鳥居と神社への石段がある。鳥居には「大正十二年十二月建之」とある。おそらくこの時に稲荷神社の再整備が行われたのだろう。神社の社には覆いの屋根があるが、これもそのときに加えられたと思われる。その契機も不明である。

当時笠置山でガイドをしていた龍背辰次郎の「笠置山元弘戦記」（大正十五年）にも特別な記載がなく、住職慶尊の後継者である慶順の「笠置山誌」（昭和十四年）にも大正時代の整備については触れられていない。

### 延宝三年の絵図面



稲荷大明神の表示

新宮の表示

椿本神社

## 資料

### その一 譲渡証書下書き

村方より笠置寺に稻荷社の土地を譲渡する証書の原稿である。

天保五年、当時窮状に陥っていた笠置寺がこのままでは寺の存続も覚束ないため、苦肉の策として所有する田畑山林藪すべてを三十年間村方へ預け、年貢の負担から免れようとした。

今回稻荷社を再建するについて、既に村方に移転されていた稻荷社の地所を銀二貫目にて笠置寺に戻すことにして、今回譲渡証書案を作成したものである。買戻資金は村方が管理してきた積立資金を充てた。この頃、福寿院は無住中で証書の宛先に福寿院は入っていない。

## 原文

### 証書

一此度、寺垣内之者共、依信心  
神宮山<sup>江</sup>稻荷大明神再建  
仕度候段、御願申上候処、御承  
知被成下、大悦仕候、然<sup>ル</sup>処右神  
宮山之儀は、去<sup>ル</sup>天保五年山内  
三<sup>ヶ</sup>院御所持之田畑并山藪  
共年限<sup>ヲ</sup>以、寺垣内<sup>江</sup>引請預<sup>リ</sup>  
居侯地所之内<sup>ニ</sup>御座侯得共、此度  
稻荷大明神再建いたし候<sup>ニ</sup>附  
而は寺中方<sup>江</sup>御戻し申上候様  
御願<sup>ニ</sup>御座侯、右地所預<sup>リ</sup>候儀<sup>ハ</sup>  
御地頭表、伺済之儀<sup>ニ</sup>御座侯<sup>ハ</sup>、  
私共気促<sup>ニ</sup>は難成侯得共、余之  
事共相達、神社御再興之儀<sup>ニ</sup>  
御座侯<sup>ハ</sup>、別段差支候儀は有  
御座間敷候間、右神宮山、御寺中<sup>江</sup>  
御戻申候間、向後三<sup>ヶ</sup>院<sup>ヨリ</sup>御  
支配可被下候、尤右山<sup>ニ</sup>は御高も  
有之侯得共、是は預<sup>リ</sup>居候藪  
竹并山立毛売払侯伐銀之内  
<sup>ヨリ</sup>取極、年々御收納仕候間、寺  
中方<sup>ヨリ</sup>御收納被下候は不及申候、  
右為念証札差入候処如件、

年月日

寺垣内惣代

たれ 印

同所

たれ 印

同組頭

たれ 印

同年寄

庄助 印

笠置寺

文珠院様

多聞院様

その二 譲渡証書

譲渡申田畑之事

一銀 貳貫目也

右之銀子<sup>ニ</sup>而南笠置村領之内

字寺屋

一下田 九畝拾五歩

田数 六枚

但<sup>シ</sup>畔山附

内耆枚当時畑成

御高耆斗

宛米耆石三斗之定

右之田地是迄私所持仕罷在候処、此度銀子耆<sup>□</sup>

入用<sup>ニ</sup>付、書面之銀高慥<sup>ニ</sup>請取、右田地譲<sup>リ</sup>渡し候

処、実正<sup>ニ</sup>御座候、然<sup>ル</sup>上は何も申分無御座候間、永々

御寺付<sup>ニ</sup>可被成候、為後日証文依<sup>而</sup>如件、

嘉永元申年（一八四八年）七月 南笠置村田地譲<sup>リ</sup>主

佐右衛門 印

同村請人

佐四郎 印

同村年寄

清藏 印

同村庄屋

大倉善十郎 印

同村同所

大倉伝五郎 印

笠置山

御寺中

此証文御代官様并大庄屋所御裏判相願可申

筈之処、当時名寄帳面調中<sup>ニ</sup>付、出来候上証文相改

御裏判御願可申上候事

右田地此度笠置山御寺中江譲リ請ニ相成候義は、  
先年笠置山寺院之内無住中御合力銀、是迄  
大庄屋所<sup>ニ</sup>而利請御積立<sup>ニ</sup>相成候処、当十二月元利  
<sup>ノ</sup>高尙貫九百弍拾壹匁七分、田地譲リ請代銀<sup>ニ</sup>御下ケ  
可被下旨、御代官様并大庄屋所御評儀、御伺濟之上  
被仰下候<sup>ニ</sup>付、右田地譲リ請候不足銀之義は作徳米  
<sup>ニ</sup>而相濟<sup>セ</sup>可申筈、尤証文は村役人<sup>ニ</sup>而預リ置、  
田地永々村役人方々支配仕、作徳米は年々御寺  
中江可被渡旨、御代官様并大庄屋所より御沙汰<sup>ニ</sup>付、  
則証文之写、前書之通<sup>ニ</sup>御座候以上

嘉永元申年（一八四八年）七月

南笠置村年寄

丈左衛門

同村庄屋

大倉善十郎

同村同断

大倉伝五郎

笠置山

御寺中

### その三 買い戻し代金二貫目の手当

嘉永元年（一八四八年）十二月十七日 資料二四〇号  
算用銀計算書

解説 稲利社再建のため、天保五年に村方へ売却した神宮寺山を笠置寺が買い戻した（資料  
一一ノ二九号）。本件はその買戻資金手当の明細である。

代金二貫目は大庄屋所が立替、合力銀一貫九百二十一匁七分を充てた。不足分差額の七  
十八匁三分は、当年の作徳米九十六匁六分六厘から充当して、作徳米の残りの十八匁三分  
六厘を笠置寺三院へ戻すというもの。作徳米とは年貢等を差し引いた純収益である。

原文

覚

一銀式貫目

笠置山付田地買入<sup>ニ</sup>付、当七月

御糶高<sup>ニ</sup>而無利口借銀式<sup>ノ</sup>目  
村方江相渡

内

老貫九百式拾老<sup>ノ</sup>七分

笠置山無住中御合力銀役内

預<sup>リ</sup>元利積立当暮<sup>ノ</sup>高渡

差引

七拾八<sup>ノ</sup>三分 不足

内

九拾六<sup>ノ</sup>六分六厘

右買上<sup>ケ</sup>田地当年分作徳米

老石式斗代差出候<sup>ニ</sup>付受取、

但石八拾<sup>ノ</sup>五分五厘替

差引

拾八<sup>ノ</sup>三分六厘 過戻ス

此所金老歩、代銀五<sup>ノ</sup>九分四厘、

札式<sup>ノ</sup>四分四文、

正し式<sup>ノ</sup>四分式厘

右之通、過銀御戻し申候間、先日

委細御請申置候<sup>ニ</sup>、当年<sup>ヨリ</sup>年々

請取通<sup>ヲ</sup>以、笠置山寺院<sup>江</sup>御渡

可被成候以上

申（嘉永元年、一八四八年）

十二月十七日 梶田俊之進<sup>印</sup>

南笠置村

庄屋中

買入額	2,000.00
御合力銀	1,921.70
当年收穫	96.66
引当	2,018.36
余剩戻し	18.36

その四 稻荷大明神安鎮証文  
箱

正一位稻荷大明神安鎮証書 本宮神主家  
中津瀬陸奥守

その五 安鎮証文 寄託文書五四三号

正一位稻荷大明神安鎮之吏

右於本宮雖為奧秘依懇望

略祀式令修行奉勸遷

大明神於其清地

城州笠置笠置寺  
地内鎮守尊神也

齋祀矣無怠祭祀於尊信者

豊饒万福可有守護者仍如件

城州紀伊郡

稻荷本宮

正四位下陸奥守秦宿祢忠紀

嘉永四亥年（一八五一年）

季秋吉辰

その六 安鎮御幣料白銀壹枚受領証 寄託文書五四四号

此度御安鎮御幣物料白銀壹枚

幾久敷目出度被安納候以上

一筆致啓上候先以今般依御願望

当社正一位稻荷大明神御安鎮之儀

被忝聞承知仕候則令神事修行

神璽証書差向候間御迎之上

目出度御安鎮可被成永御尊信

於有守護之者御寺門御繁栄万福

可有守護候仍此段為尋御意

如此御座候尚期音時候恐惶

謹言

九月廿日

本宮神主

中津瀬陸奥守

城州笠置

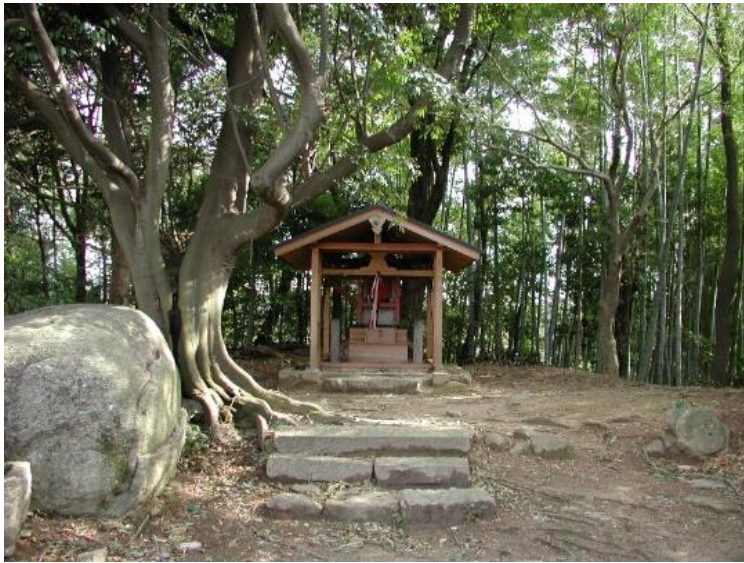
笠置寺

御世話方

庄助様

籐七様

佐七様



現在の稲荷神社



その七 棟札

聖主天中天 迦陵頻伽聲 笠置寺三院中  
 元弘奉勸清豐瀧正位稻荷大明神願主安全諸願成就所  
 愛憐衆生者 我等令敬禮 施主 敬白

嘉永七年甲寅八月十二日 文殊院法全 大願主  
 福寿院南海 多算院義祥 庄助 藤七